令和7年2月20日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第5項

処 分 の 概 要:猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し又は当該許

可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること

原権者(委任先):山口県公安委員会

法令の定め:

- 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号(許可)
- 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第5項

処 分 基 準:

当該銃砲等を許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上ある場合にあっては、 その全部又は一部)に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理 由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定め る処分をするものとする。

- 一 当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部)に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。
- 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと 認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれな いものに変更すること。

問い合わせ先:山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)

備 考: